私たち一人ひとりの心づかいが、美しい自然ときれいな水を守ります。

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。

浄化槽は、そのままでは機能を発揮しません。

保守点検と清掃を定期的に行い、はじめてその機能が発揮されます。また、それらが適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するために、法定検査が行われます。

浄化槽の管理者（戸建住宅の場合、通常住民の方が浄化槽管理者になります。）には、保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法で義務付けられています。

保守点検

いつも浄化槽の機能が発揮されるよう、槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調整を行います。
また、消毒剤を定期的に補給し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
この作業は、茨城県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託して下さい。

○保守点検回数

合併処理

処理人員 ＼ 処理方式		分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 等	活性汚泥方式	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式
小型合併処理浄化槽［沈殿分離槽又は嫌気ろ床槽を有する浄化槽］	20人以下	4ヶ月に1回以上		
	21人以上 50人以下	3ヶ月に1回以上		
沈殿分離槽又は二階タンクを有する施設				3ヶ月に1回以上
スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する施設			週に1回以上	2週に1回以上
沈殿分離タンク、二階タンク及び流量調整タンクのいずれも有しない施設				

既設単独処理

処理人員 ＼ 処理方式	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式	散水ろ床方式 平面酸化床方式 等
20人以下	3ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上
21人以上300人以下	2ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	
301人以上	1ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	

通常の使用状態において、上記の表に掲げる期間ごとに1回以上となっていますが、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数となっています。但し、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は必要に応じて行って下さい。
上記の表にない処理方式については、メーカー発行の取扱説明書又はメーカーに確認して下さい。

送風機の点検

汚泥の調整・移送

消毒剤の点検・補給

保守点検は定期的に実施して下さい！

清　掃

槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。これを定期的に実施しないと、溜まった汚泥が処理水に混じって流出してしまいます。
この作業は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して下さい。

清掃後は水張りを忘れずに！

○清掃回数

毎年１回実施して下さい。ただし、全ばっ気方式浄化槽は、おおむね６ヶ月に１回以上実施して下さい。

法定検査

浄化槽の設置者（管理者）は、設置状況又は管理状況について、次の法定検査を受けることが義務付けられています。この法定検査は、検査機関に申込みを行い受検して下さい。なお、この費用は有料となります。

◎設置後の水質検査（浄化槽法第７条検査）

工事が適正に行われ、所期の性能が発揮されているかどうか、使用開始後３ヶ月を経過した日から５ヶ月の間に検査します。
なお、この検査の申込及び検査手数料は設置届出時に納めていただく前納制度をとっています。

◎定期検査（浄化槽法第 11 条検査）

保守点検及び清掃が適正に行われ、継続して所期の性能が発揮されているかを毎年１回検査します。
なお、この検査の申込は、保守点検業者又は清掃業者に委託することもできます。

●10 人槽以下の浄化槽（家庭用など）

水質検査（BOD検査）を主体とした検査で、嘱託採水員※が処理水を採水し、検査機関がこれを検査します。
５年に１回は検査員が直接現場で外観、水質、書類検査を行う 11 人槽以上と同じ方式の検査を実施します。
※嘱託採水員とは県に登録されている保守点検業者に所属し、指定の講習会を修了した浄化槽管理士のことを言います。

●11 人槽以上の浄化槽（事務所など）

外観、水質、書類検査を検査機関の検査員が現場で実施します。

◎検査機関

県知事指定検査機関として、社団法人茨城県水質保全協会が実施します。

◎浄化槽法定検査手数料

（単位：円）

人槽 ＼ 区分	浄化槽法 第７条検査	浄化槽法第 11 条検査 既設単独処理※	浄化槽法第 11 条検査 合併処理
10 人槽以下	9,500	4,500	4,500
11 ～ 20 人槽	9,500	5,000	6,000
21 ～ 50 人槽	11,500	6,000	8,000
51 ～ 100 人槽	13,500	8,000	10,000
101 ～ 300 人槽	16,500	10,000	13,000
301 ～ 500 人槽	19,500	13,000	16,000
501 ～ 1000 人槽	23,500	17,000	20,000
1001 人槽以上	28,500	22,000	25,000

消費税は非課税

※現在、単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）を新たに設置することは出来ません。すでに単独処理浄化槽をご利用の方も、お住まいの周辺の水環境を良くするため合併処理浄化槽（トイレ排水だけでなく雑排水も一緒に処理出来る浄化槽）への入替をご検討下さい。